障生第２０９１号

平成２９年３月２９日

指定放課後等デイサービス事業所　管理者　様

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課長

『放課後等デイサービス自己チェックシート』の提出について（依頼）

日頃より、本府障がい福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、指定放課後等デイサービス事業については、発達支援を必要とする障がい児のニーズに的確に対応し、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から、児童発達支援管理責任者の実務要件及び人員配置上必要な職員についての基準の見直し（以下「新基準」という。）が図られるとともに、自己評価の結果及び改善内容等の公表が義務付けられ、平成29年4月1日より施行されることとなりました。

改正内容は、大阪府ホームページ（「障がい児支援指定事業者のページ」<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/syougaijisien/houdei-kijun.html>）に掲載しておりますので、必ずご確認ください。

なお、新基準については、改正前に指定を受けている事業者には、平成30年3月31日まで１年間の経過措置期間が設けられていますが、期間を経過しても新基準を満たしていない場合、事業の休廃止等の指導対象となる場合がありますので、十分ご留意ください。

また、大阪府では、新基準に対する各事業所における人員配置体制の現状を把握させていただくとともに自主的な事業運営の改善につなげていただくため、実地指導での主な指導事項等をもとに別添のとおり「放課後等デイサービス自己チェックシート」を作成しました。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ですが、下記の期限までにご提出いただき、適切な事業運営にご活用いただきますようお願いします。

記

１　提出期限　　平成２９年５月１５日（月）

２　提出方法・提出先　　生活基盤推進課メールアドレスあてメール送信又は郵送にてご提出ください。

　　　　　　　　　　　　≪生活基盤推進課メールアドレス≫

　　　　　　　　　　　　　seikatsukiban@sbox.pref.osaka.lg.jp

　　　　　　　　　　　　＊メール件名は「放デイ自己チェックシート（事業所所在市町村名）」としてください。

　　　　　　　　　　　 ≪郵送先≫　〒540-8570　大阪市中央区大手前二丁目

　　　　　　　　　　　　　　大阪府福祉部障がい福祉室 生活基盤推進課指定・指導グループ

 ＊「放課後等デイサービス自己チェックシート在中」と記載ください。

≪問合せ先≫

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課

推進グループ（※H29.4.1～指定・指導グループに名称変更）

電話：０６－６９４４－６６９６

fax ：０６－６９４４－６６７４